

大阪アスレチックスアカデミア規約

(公益財団法人大阪陸上競技協会)

令和3年9月1日

規約第37号

第1条 (名称)

本クラブの名称は、大阪アスレチックスアカデミア (英語表記Osaka Athletics Academia、略称「OAA」という。) (以下、「OAA」という。) とする。

第2条 (運営)

OAAは、公益財団法人大阪陸上競技協会 (以下、「大阪陸協」という。) が運営をする。

第3条 (事務局と所在)

OAAは、大阪市東住吉区长居公園1-1に事務所を設置する。

第4条 (目的)

OAAは、以下のことを目的とする。

- ①陸上競技を通じて、青少年の健全な育成に寄与し、健康で明るい地域環境を形成すること
- ②陸上競技を通じて、生涯にわたりスポーツを楽しめる健康の維持、向上につながる場を提供すること
- ③小学生・中学生が楽しく陸上競技を学べる場を提供すること
- ④より高い競技レベルのアスリートとして、自己の目標に挑戦する場を提供すること
- ⑤大阪の子どもたちの健やかな成長と豊かな人間性をそなえた大人へ歩む道を、スポーツ・陸上競技を通じてサポートすること
- ⑥親子の触れ合いや生涯スポーツをさらに続けていくための手助けをすること
- ⑦障がいのある方も陸上競技を楽しめる環境を整えること
- ⑧陸上競技の技術・能力をさらに高めるための指導・助言をすること

第5条 (入会資格)

OAAに入会を希望する者 (以下、「入会希望者」という。) は、以下に記載するすべての条件を満たしていなければならない。

- ① 本規約および大阪陸協がOAAに関して定めるその他の規則・運営ルールを承諾していること。

- ② スポーツをおこなうに適した健康状態であること。
- ③ 入会希望者が未成年の場合、本人とその法定代理人（以下、「保護者」という。）がOAAへの入会に同意したうえ入会申し込みを行うこと。

第6条（入会手続き）

- 1 入会希望者は、所定の入会申込書及び同意書に必要事項を記入し、入会希望月の前月の20日必着（20日が土日祝日の場合は、直前の営業日）にて第39条に規定する連絡先に郵送、又は大阪陸協が認める方法で提出するものとする。
- 2 入会希望者が未成年の場合、保護者は、大阪陸協に対し、入会希望者の入会について同意する正当な権限を有していることを保証し、入会希望者本人と連帯して本規約に基づく全ての責任を負うとともに、本規約に従うものとする。
- 3 大阪陸協は、入会希望者が第5条に規定する入会資格を満たしているか審査のうえ、入会を承認するものとする。なお、入会希望者がOAA所定の定員を超過した場合、又はその他会員として不適当であると判断された場合には、入会資格を満たす者であっても入会を承認しないことがある。

第7条（コースやプログラムへの参加資格）

- 1 OAAのコースやプログラム（以下、「プログラム等」という。）に参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、以下に記載するすべての条件を満たしていなければならない。
 - ① OAAの会員であること
 - ② 本規約および大阪陸協がOAAに関して定めるその他の規則・運営ルールを承諾していること。
 - ③ プログラム等への参加に適した健康状態であること。
 - ④ プログラム等ごとに定める対象年齢・学年であること。
 - ⑤ 参加希望者が未成年の場合、本人とその保護者がプログラム等への参加に同意したうえ参加申し込みを行うこと。
- 2 参加希望者は、入会申込みと同時に、プログラム等への参加申込みを行うことができるが、入会が承認されなかった場合には、プログラム等への参加も承認されないものとする。

第8条（プログラム等への参加手続き）

- 1 参加希望者は、所定の参加申込書及び同意書に必要事項を記入し、所定の期日（所定の期日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに必着にて第39条に規定する連絡先に郵送、又は大阪陸協が認める方法で提出するものとする。
- 2 参加希望者が未成年の場合、保護者は、大阪陸協に対し、プログラム等への参加について同意する正当な権限を有していることを保証し、参加希望者本人と連帯して本規約に

基づく全ての責任を負うとともに、本規約に従うものとする。

- 3 大阪陸協は、参加希望者が第7条に規定する参加資格を満たしているか審査のうえ、参加を承認するものとする。なお、参加希望者がプログラム等の定員を超過した場合、又はその他参加が不相当であると判断された場合には、参加資格を満たす者であっても参加を承認しないことがある。
- 4 定員数に満たないプログラム等については、大阪陸協が承認する場合、随時参加できるものとする。

第9条（会員カード）

- 1 会員には、会員であることを証明する会員カード(カードID)を発行する。
- 2 会員は、会員資格が終了し若しくは取り消された場合、又は大阪陸協から会員カードの返却を求められたときは直ちにこれを返却するものとする。
- 3 会員は、他人に対し、会員カードを貸与、譲渡、又は担保提供等することは一切してはならない。
- 4 会員カードの紛失、盗難、破損、汚損等により会員が希望する場合には、大阪陸協が審査のうえ承認した場合に当該会員カードを再発行する。但し、別途定める再発行費用は会員が負担するものとする。
- 5 大阪陸協が求めたときは、会員は会員カードの提示・提供をするものとする。

第10条（諸会費・諸料金の支払方法等）

- 1 大阪陸協は、別途、諸会費・諸料金（入会金、月会費、プログラム等の講習料を含む。以下同じ。）を定め、会員は定められた諸会費・諸料金を、所定の期日までに、大阪陸協指定の金融機関口座に振り込む方法又は大阪陸協が指定する方法により納入しなければならない。但し、振込手数料等は会員の負担とする。
- 2 前項に関して、入会金の支払期日は、入会月の前月の20日（20日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までとし、月会費、プログラム等の講習料の支払期日は前月の20日（20日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までとする。入会金、月会費、プログラム等の講習料以外の諸会費・諸料金の支払期日については、大阪陸協が別途定める。
- 3 諸会費・諸料金（入会金、月会費、プログラム等の講習料を含む。）については、月途中における入会、退会、プログラム等への参加や参加の停止などの場合であっても、日割り計算を行わないものとする。なお、再入会する場合には、再度入会金が必要となるものとする。
- 4 大阪陸協は、社会情勢・経済状況の変動等に鑑み、諸会費・諸料金を改定することができるものとする。

第11条（諸会費・諸料金の返金）

大阪陸協は、会員が一旦納入した諸会費・諸料金（入会金、月会費、プログラム等の講習料を含む。）は、理由の如何を問わず会員に返還しないものとする。ただし、大阪陸協がプログラム等を中止し、かつ代替日を設定できなかった場合、大阪陸協は会員に対し未実施の回数分に相当する額を返金するものとする。なお、変更された日時のプログラム等、代替日のプログラム等に会員が参加できなかったとしても、返金の対象とはならない。

第12条（会員の権利）

会員は、プログラム等への参加が承認されることを条件として、OAAのプログラム等に参加して、大阪陸協が定める日時・会場にて、大阪陸協が定める内容に基づきOAAに登録されているコーチによる指導・講義・支援をうけることができる。指導等するコーチは大阪陸協が随時決定する。

第13条（指導内容・運用内容）

大阪陸協は、指導要綱や運用要綱を定め、これに基づいて具体的な指導内容や運用内容を決定する。

第14条（実施日時の変更・中止）

- 1 大阪陸協はやむを得ない事由が発生した場合は、プログラム等の実施日および実施時間を変更または中止することができる。なお、プログラム等が中止になった場合は、原則代替日を設定する。これらは速やかにOAAのホームページに掲載する方法、又はその他メール等の方法で会員若しくは保護者に連絡するものとする。
- 2 前項の「やむを得ない事由が発生した場合」とは、「プログラム実施日当日の大阪陸協が定める所定の時刻において、気象庁からプログラム実施場所が所在する区域に、大雨、洪水、大雪、暴風、若しくは暴風雨等の警報、又は特別警報が発令されている場合」、「その他緊急事態等が発生した場合」、「会場の利用が制限される場合」、又は「その他プログラム等を実施することが妥当でない場合」とする。

第15条（退会）

- 1 会員は、OAAを退会することができる。
- 2 退会を希望する会員は、所定の退会届に必要事項を記入し、退会希望月の20日必着（20日が土日祝日の場合は、直前の営業日）で第39条に規定する連絡先に郵送、又は大阪陸協が認める方法で提出するものとする。ここでいう退会希望月とは、月会費、プログラム等の講習料が発生する最終月を指す。この場合は、会員は退会希望月の末日をもってOAAを退会し、会員資格を喪失するものとする。
- 3 大阪陸協は、退会月の翌月以降の月会費、プログラム等の講習料を徴収しない。ただし、諸会費・諸料金の未納・その他支払いの停滞がある場合は、会員は速やかにこれらの支払

を行う。

第16条（プログラム等への参加の休止）

- 1 プログラム等への参加の休止を希望する会員は、所定の休止届に必要事項を記入し、休止希望月の前月の20日必着（20日が土日祝日の場合は、直前の営業日）で第39条に規定する連絡先に郵送、又は大阪陸協が認める方法で提出し、大阪陸協が承認した場合、会員はプログラム等への参加の休止をすることができる。但し、休止期間の上限は6か月とする。
- 2 休止期間中は、月会費、プログラム等の講習料は発生しないものとするが、休会中の事務手数料として、所定の金額を支払うものとする。

第17条（復帰）

前条第1項に基づきプログラム等への参加を休止した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙に復帰希望月等の必要事項を記入し、復帰希望月の前月の20日必着（20日が土日祝日の場合は、直前の営業日）で第39条に規定する連絡先に郵送、又は大阪陸協が認める方法で提出するものし、大阪陸協が承認した場合、プログラム等への参加の復帰をすることができる。

第18条（継続）

会員は、当年度のプログラム等の終了後、翌年度に参加資格を満たすプログラム等が存在し、引き続き会員を継続する場合は、当該プログラム等に継続かつ優先して参加することができる。

第19条（プログラム等への参加の停止、会員の除名）

会員（会員が未成年の場合の保護者を含む）が、次の各号の一つに該当すると認められた場合、大阪陸協は、その会員のプログラム等への参加を停止させること、その会員を除名すること、又は、その両者を行うことができるものとする。

- ① 本規約又は大阪陸協がOAAに関して定めるその他の規則・運営ルールに違反したとき
- ② 大阪陸協、OAA、又はそれらの関係者の名誉を傷つけたとき
- ③ 秩序を乱し、又は他の会員等に迷惑を及ぼす行為があったとき
- ④ 諸会費・諸料金を滞納し、大阪陸協が当該滞納された諸会費・諸料金の支払いを請求したが、支払いがなされなかったとき
- ⑤ 会員としてふさわしくない行為をしたとき
- ⑥ 正当な理由なくプログラム等に繰り返し欠席をした場合。
- ⑦ 連絡が取れなくなった場合。

- ⑧ スポーツマンシップに反する行動を繰り返す等、OAAの会員としてふさわしくない
と大阪陸協が認めた場合。
- ⑨ その他大阪陸協がプログラム等への参加の停止又は除名を妥当と認めたとき

第20条（健康管理）

会員は下記のいずれかに該当する場合、直ちにその旨を大阪陸協に通知するとともに、プログラム等への欠席、プログラム等への参加の休止、退会等必要な措置をとるものとする。ただし、参加の休止の場合は第16条、退会の場合は第15条に従う。また、大阪陸協は、会員の健康状態の異常を発見した場合、必要に応じて会員に対してプログラム等への参加を中止させることができる。

- ① 心臓疾患、肝臓疾患等、医師から激しい運動を禁止される病気に罹患した場合
- ② 37度以上の発熱がある場合
- ③ コロナ、結核、赤痢、コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、百日咳、インフルエンザ、はしか、風疹、水ぼうそう、おたふく風邪、結膜炎等の伝染病または集団感染しやすい病気に罹患している場合、もしくは罹患の疑いがある場合。

第21条（会員たる地位の譲渡等の禁止）

会員は、会員としての地位（第12条の会員の権利を含む）を、いかなる第三者に対しても譲渡、貸与、使用許諾、または担保に供する等の行為はしてはならない。

第22条（会員資格又はプログラム等への参加資格の終了、取消等）

- 1 会員の会員資格は、以下の事由のいずれかに該当する場合、終了し、または取消されるものとする。
 - ① 所定の手続きを行い、本会を退会した場合。
 - ② 大阪陸協が第19条に定める除名を行った場合。
 - ③ 会員が死亡した場合。
 - ④ 第30条に定めるOAAの終了の場合。
 - ⑤ 入会申込書に虚偽の事実を記載し、入会承認を得たことが判明した場合。
 - ⑥ 第5条に定める入会資格を満たさないことが判明した場合。
- 2 プログラム等への参加資格は、以下の事由のいずれかに該当する場合、終了し、または取消されるものとする。
 - ① 会員資格が終了または取り消された場合。
 - ② 大阪陸協が第19条に定めるプログラム等への参加を停止した場合。
 - ③ 参加申込書に虚偽の事実を記載し、参加承認を得たことが判明した場合。
 - ④ 第7条に定める参加資格を満たさないことが判明した場合。
 - ⑤ 第7条に定める参加資格を満たさない状態となり、プログラム等への参加継続が不適

当と大阪陸協が認めた場合。

⑥ プログラム等への参加継続が不適当と大阪陸協が認めた場合。

- 3 入会資格若しくは参加資格が終了し、又は取り消された場合、会員は、プログラム等は一切参加できないものとする。

第23条（遵守事項）

会員は本規約、及び大阪陸協がOAAに関して定めるその他の規則を遵守するとともに、OAA活動場所での諸規則及びOAAに登録しているコーチや大阪陸協のスタッフの指示に従うものとする。

第24条（応急処置）

会員がプログラム等への参加時に負傷等した場合にはOAAが応急処置をする。ただし、その後の治療、入院、通院等については会員及びその保護者の責任と負担において行うものとする。但し、当該負傷等について、第25条の規定に基づき損害の賠償を受けることを妨げない。

第25条（免責等）

- 1 OAAにおける盗難、傷害、その他の事故等（プログラム等への参加に関連するものを含むがこれに限らない。）OAA（の活動等）に関して生じた会員及び保護者の損害について、大阪陸協は、一切責任を負わないものとする。但し、大阪陸協の故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。
- 2 前項の但し書きに規定する場合等OAAに関して大阪陸協が会員及び保護者に対して負担する損害賠償の範囲は、いかなる場合であっても、治療費等の直接損害に限定されるものとし、逸失利益その他の間接損害及び特別損害は含まれないものとする。

第26条（保険）

- 1 会員は入会とともにスポーツ安全保険に加入するものとする。加入手続きは大阪陸協が行う。傷害事故等の場合における補償内容は加入する保険会社の約款のとおりとする。
- 2 会員各自の責任と負担において、会員は、前項の保険以外に追加の保険に加入することができる。

第27条（自己責任の原則）

- 1 会員は、OAAのプログラム等への参加等に関して一切の責任を負うものとし、大阪陸協に対して何等の迷惑または損害を与えないものとする。
- 2 OAAのプログラム等への参加等に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、または会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれ

を解決するものとし、大阪陸協は一切の責任を負わないものとする。

- 3 会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。
- 4 大阪陸協以外の第三者が、OAAに関して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、大阪陸協はいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとする。

第28条（営業活動の禁止）

会員及び保護者は、OAAの会員としての地位、OAAに関する権利等を利用して、営利を目的とした行為およびその準備を目的とした行為を行ってはならない。

第29条（休講・閉鎖）

大阪陸協は、天災地変、社会情勢の変化その他の事由により、OAA又はプログラム等の運営や存続を困難とする事由が生じたときは、無条件にプログラム等を休講または閉鎖することができるものとする。

第30条（OAAの終了）

- 1 大阪陸協は任意に、OAAを終了することができるものとする。大阪陸協は、OAAの終了にあたり未使用の講座に替わる金品（未実施のプログラム等）、代替処置、諸料金その他の払い戻し義務、補償責任等を負うものではない。
- 2 OAAを終了する場合、大阪陸協は、その2か月前に会員又は保護者に告知する。
- 3 OAAの終了に関連して会員及び保護者、または第三者が被った不利益、損害等について、大阪陸協は、一切の責任及び損害賠償義務を負わない。

第31条（その他の禁止事項）

会員は、次の各号の行為を行わないものとする。

- ① 大阪陸協または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、またはその恐れがある行為。
- ② 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはその恐れがある行為。
- ③ 第三者になりすましてOAAに入会する行為。
- ④ 他の会員になりすまして、OAAのプログラム等に参加する行為、又はOAAのサービスを利用する行為。
- ⑤ 会員カード、会員番号を第三者に貸与、譲渡、担保設定等する行為。
- ⑥ OAA、大阪陸協、または第三者を誹謗中傷する行為。

- ⑦ OAAの運営を妨げるような行為。
- ⑧ OAA内で宗教の勧誘等をする行為。
- ⑨ 前各号の他、本規約、法令または公序良俗に違反する行為、またはそれらの恐れがある行為。
- ⑩ 前各号の行為を第三者に行わせる行為。

第32条（個人情報保護法に基づいた対応について）

大阪陸協は、会員の保有個人データについて、会員自身より所定の方法にて、個人情報保護法により本人に認められている、開示、訂正、削除、追加、または利用停止、消去の請求をされた場合は、請求者が会員本人であることを確認したうえで、合理的な期間及び範囲で対応する（但し、個人情報保護法その他の法令により、開示、訂正、削除、追加、または利用停止、消去の義務を負わない場合は、この限りではない。）。なお、開示等には所定の手数料を必要とする。

第33条（個人情報の変更届出）

- 1 会員が登録した個人情報（住所、電話番号、電子メールアドレス等）に変更が生じた場合には、会員又は保護者は、速やかに、第39条に規定する連絡先に届出を行うものとする。
- 2 会員への連絡を会員の住所又は電子メールアドレスに行う場合には、すべて会員が予め登録した住所又は電子メールアドレスに対して行われる。当該住所又は電子メールアドレスに変更があったにもかかわらず、前項所定の届出が行われなかったために、会員に不利益が生じても、大阪陸協は一切の責任を負わないものとする。

第34条（個人情報の管理、使用）

- 1 大阪陸協は、入会申込書に記載された入会希望者及び保護者の個人情報（住所、氏名、性別、電話番号、生年月日、電子メールアドレス、既往症等）、参加申込書に記載された参加希望者及び保護者の個人情報を、OAAへの入会審査、審査結果連絡、プログラム等への参加資格の審査、審査結果連絡、および円滑なOAAの運営等を目的として、取得、管理、使用することができる。
- 2 大阪陸協は、取得した会員及び保護者の個人情報（住所、氏名、性別、電話番号、生年月日、電子メールアドレス、既往症等）を、OAAの運営等を目的として、取得、管理、使用することができる。
- 3 OAAの運営には、OAAのプログラム等の案内／実施／管理、諸会費・諸料金の請求、本規約の変更の通知、会員からの問い合わせ、意見への対応、アンケート調査、会員を特定することができない形式による対外統計資料としての提示、第36条の定めに従い写真及び映像等を利用することが含まれるものとする。

- 4 大阪陸協は、会員が退会した後も、前3項の目的の他、退会した会員の問い合わせに対応等するため、その必要とする期間中、会員及び保護者の個人情報を保有することができるものとする。

第35条（会員及び保護者の個人情報の第三者への提供への制限）

大阪陸協は、第34条の利用目的のために、又は、次の各号のいずれかに該当する場合に、会員及び保護者の個人情報を第三者に提供することができ、それ以外に、会員及び保護者の個人情報を第三者（OAAに関する業務の委託先を除く。）に対して提供しないものとする。

- ①法令に基づく場合
- ②第26条第1項に定める保険の付保、請求等をする場合
- ③OAAの映像・写真・記事等が、テレビ・新聞・雑誌・インターネット・出版物等に報道・掲載・利用される場合
- ④人の生命、身体、または財産の保護の為に必要で、本人の同意取得が困難な場合
- ⑤プログラム等の実施、その他OAAの運営上必要である場合

第36条（写真・映像の使用）

会員及び保護者は、無償で、OAAの活動風景を撮影した写真および映像等を、大阪陸協やOAAのウェブサイトやその他のプロモーションに利用すること、及びOAAのスポンサーへ提供することに同意したものとする。その際、会員及び保護者は、大阪陸協およびOAAのスポンサーに対して、会員の肖像権等を無償で使用許諾をしたものとする。

第37条（本規約の変更、改廃等）

- 1 大阪陸協は、本規約を、会員及び保護者の了承を得ることなく、随時変更、改廃等することができ、会員及び保護者は予めこれを承諾するものとする。
- 2 本規約の変更、改廃等に関する通知（変更、改廃等する旨、変更、改廃等後の内容、及び、変更、改廃等の効力発生時期を含む。）、その他OAAが必要と認める事項に関する通知は、ウェブサイトに掲載する方法その他適切な方法によりこれを行うものとし、当該通知において記載された効力発生時期からその効力を生じるものとする。

第38条（細則）

本規約に定めがない事項その他必要な事項は、大阪陸協が別途定めるものとする。

第39条（問合せ先、連絡先）

本規約についての問合せ先又は本規約に基づく通知等の連絡先は、以下とする。

〒546-0034

大阪市東住吉区长居公園1-1
公益社団法人大阪陸上競技協会 大阪アスレックスアカデミア事務局
電話 06-6697-8899

附則

本規約は、2021年9月1日より施行する。